

五
木
村



(役 場)

一 概 況

球磨郡の北部に位置する、人口一、二〇五(平成二二年国勢調査)、面積二五三平方キロメートルの村で、県内市町村では最少人口である。東は水上村、南は多良木町、相良村及び山江村、北西部は広く八代市に囲まれている。

村全体が山岳地帯で、村内から村界にかけて標高一、〇〇〇メートル級の三方山、高塚山、積岩山、白髪岳、国見山、平石山などの九州山脈の主脈をなす山岳が連なっている。この間を流れる溪流が集まって五木川となり、さらに発達して川辺川となり、相良村を経て人吉市で球磨川に合流している。昭和四一年に川辺川ダム建設が打ち出され、発表当時、村は建設に反対し、その後はダム建設を前提とした新しい村づくりに取り組んできたが、近年ダム建設が見直され、ダムによらない治水を探る方向に流れが変化した。このダム問題については現在も継続中である。

産業は、山岳地帯のため林業が中心で、農業がこれに次ぎ、河川流域に耕地があり、茶や米、栗やしいたけなどが生産されている。交通面は、村の中央を国道四四五号が通っている。村役場所在地から人吉市などへはバスが運行されているが、村全体が山岳地帯であるため、幹線道路以外は全般的には交通は不便である。

村全体が自然の風物に富んでおり、この自然を探索する人も多い。このような山間地の厳しい自然条件の場所に、祖先がいかなる事情で、いつ頃から住みつけたかは、従来多くの人が国碑伝説、古文書などによって調査したにも関わらず詳かでなく、西南の役の際は、戦場と化して村内の旧家や遺物も焼失してしまった。五木の名を全国的に有名にしたもの一つには「五木の子守唄」があり、これは農村の子弟の宿命的な環境への諦めを唄ったものであろうといわれ、その歌詩、旋律は哀調に満ちている。

二 村名の由来

御器が流れてきたことにより発見された村であるから「御器」とよばれ、それが「五木」となったとも、五つの館によって統治されていたから「五城」とよば

れ、それが「五木」となったともいわれている。村内に残る寛政の頃（一八九〇年代）の文書には、「五城」の文字があるが、それ以前は「五木」となっている。さらにまた、落人が居ついた所であるから「居付」あるいは「居築」と呼ばれ、「五木」となったという説もある。安政年間（一八五〇年代）にこの地方に流布したと思われる五家荘の伝説の筆写本「五家土産寿永の落果」には、「居付谷三〇人衆」と書かれているが、これらはいずれも国碑伝説の範囲を出ないようで、明らかな由来はわからない。

三 平成の合併検討経緯

本地域については、平成一二年三月の県市町村合併推進要綱において、人吉・下球磨地域六市町村の合併パターンが示された。

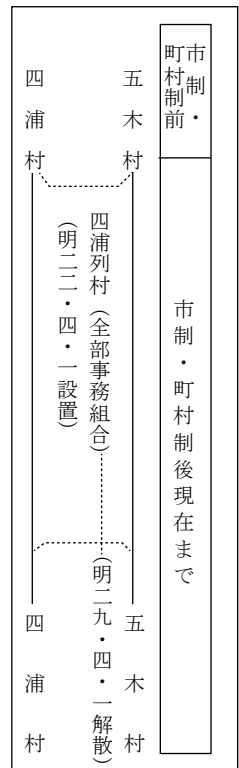
五木村執行部や議会においては、六市町村での合併検討の必要性は認識しつつも、まずは川辺川ダム問題が地域の最優先課題であるとの意見が大勢であった。

村は、平成一四年一二月、六市町村での任意協議会には参加し、人吉市と相良村の法定協議会移行には追隨しなかったものの、村議会は、今後村単独での途は厳しいとの認識から、合併特例法期限内の合併を目指すべきだとする決議を行い、村長にもその旨伝達している。

その後、村内で人吉市、相良村との法定協議会設置を求める住民発議も起こったが、相良村長が議会付議せず手続は終了し、結局そのまま五木村における合併検討の機運は終息してしまつた。（第二編「人吉・球磨地域」記述参照）

四 昭和以前の合併検討経緯

1 市制・町村制施行前からの合併経緯と関係村の沿革



五木村がいつ頃からできたかは明らかでない。寿永年間、平氏の一族が壇の浦の戦に敗れてその残党が再興を図るため、人吉荘の代官矢瀬主馬祐を頼って亡命し、五木山中に居住したといわれる。また、一説には、南北朝時代に九州に下つてきた源氏の一門が、西征將軍官懐良親王を奉じて転戦し、八代の名和城に敗れて五木に逃れ住みついた者もいるといわれている。

元禄の頃（一六九〇年代）までに庄屋元、横目、山留役、宗門改役も任命され、五木組制度もしかれ、役所もあつたものと思われる。村は、庄屋元が統治し、頭地、下手、三ヶ浦、五人衆、十人浦の各部落を地頭がそれぞれ統治していた。

明治二年（一八六九）、版籍奉還により人吉藩が置かれ、四年七月、廃藩置県により人吉県となり、さらに、一月には八代県となって区制が施行された。六月一月、白川県に編入され、七年二月の大小区制の大改正で五木村は、第一四大区第七小区となった。九年、白川県は熊本県と改称され、一二年の郡区町村編制施行に際して、独立した戸長役場が置かれたが、一七年に四浦村と行政区画を同じくすることとなって、四浦村列戸長役場が置かれた。二二年、町村制施行により、五木村は、四浦村（現在の相良村四浦地区）と全部事務組合を設けたが、二九年四月、自治行政の一層の発展をはかるため、その組合を解散し、五木村役場を設置して今日に至っている。

2 町村合併促進法制定後の経緯

昭和二八年一〇月、町村合併促進法が施行されたが、本村は適用対象から除外され、昔のままの行政区画をもって五木村として存続した。